

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案 (職業安定法の特例)の概要

概 要

「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)等において、ハローワークの職業紹介業務について、平成20年度を目途に市場化テストを実施するとされたことを踏まえ、その実施に向け、**公共サービス改革法を改正し、官民の競争条件の均一化を確保しつつ、当該業務のうち一定範囲のものを民間事業者**に委託することができるものとするための措置を講ずる。

(注) 公共サービス改革法は、内閣府所管の法律

改正の内容

○ 公共サービス改革法第32条第1項の特定業務に、**ハローワークの職業紹介業務を追加**

- ・ 特定業務を実施する民間事業者が、特定業務を行う施設において職業紹介を行う場合は、**職業安定法第32条の11の規定(港湾運送業務及び建設業務の取扱い禁止)が適用されない。**

※ 公共サービス改革法第32条(職業安定法の特例)の趣旨

民間事業者(有料職業紹介事業者)は、職業安定法第32条の11の規定により港湾運送業務及び建設業務の取扱いが禁止されている一方、ハローワークはこれらの業務の取扱いが禁止されていない。そのため、官民の競争条件の均一化を確保する観点から、市場化テストとして特定業務を行う民間事業者については、当該規定を適用しないこととしているもの

新たに追加される特定業務の範囲

ハローワークの職業紹介業務を市場化テストの対象となる特定業務として規定する場合、ILO第88号条約違反とならないよう、その業務範囲には留意する必要あり

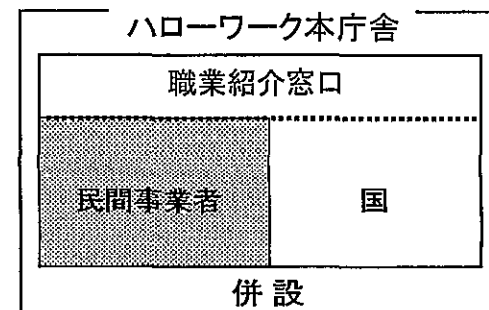


そのため、民間事業者が市場化テストとして実施する業務範囲を明確化して規定

「ハローワークの庁舎において、その職員が自ら職業紹介業務を行う窓口に併設する窓口において行う職業紹介業務」

※ 引き続き国の職員によるセーフティネットとしての職業紹介業務が行われることも法文上明記することで、ILO第88号条約違反との疑念を払拭

【市場化テストの実施形態】



競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の 一部を改正する法律案【職業安定法の特例】について

厚生労働省職業安定局

1. 現行規定の概要

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「公共サービス改革法」という。）第32条においては、公共職業安定所の業務のうち市場化テストの対象業務について、官民の競争条件の均一化を確保する観点から、職業安定法の特例を設けている。

具体的には、公共サービス改革法第32条第1項において、市場化テストの対象業務として同項各号に掲げる業務（人材銀行事業（第1号）又はキャリア交流プラザ事業（第2号）。以下「特定業務」という。）を規定し、特定業務を実施する施設において職業紹介事業を行う者は職業安定法第30条第1項の許可（有料職業紹介事業の許可）を受けた者でなければならないとしている。

また、公共サービス改革法第32条第2項において、これらの者が当該職業紹介事業に関し国以外の者から手数料等を受けないときは、職業安定法第32条の11の規定（港湾運送業務及び建設業務の取扱い禁止）を適用せず、港湾運送業務及び建設業務について職業紹介をできることとしている。

2. 改正の目的

平成19年6月19日に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2007」において、公共職業安定所の無料職業紹介業務について、平成20年度を目途に市場化テストを実施するとされたことを踏まえ、当該業務を公共サービス改革法第32条に規定する特定業務に追加し、新たに実施する市場化テストにおける官民の競争条件の均一化を確保するため。

3. 改正の内容

新たに市場化テストの対象とする業務は、民間事業者が国から委託費等を受け職業紹介を実施するため、職業安定法第4条第3項に規定する有料職業紹介に該当することとなり、同法第32条の11の規定により、港湾運送業務及び建設業務の取扱いが禁止されている。

このため、新たに市場化テストの対象とする業務（公共職業安定所の庁舎で実施する職業紹介等業務）を特定業務として追加し、当該業務を実施する民間事業者が有料職業紹介事業の許可を要することとするとともに、当該業務について、現行の特定業務同様、港湾運送業務及び建設業務の取扱いを禁止する規定を適用しないこととするもの。

参 照 条 文

- 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）
（職業安定法の特例）

第三十二条 次に掲げる公共職業安定所の業務（以下この条において「特定業務」という。）を実施する公共サービス実施民間事業者であつて特定業務を実施する施設において職業紹介事業を行うものは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項の許可を受けた者でなければならない。

一 事業の経営管理に係る業務又は技術的及び専門的な知識を必要とする業務に就く職業に就職を希望する四十歳以上の者を専ら対象とする施設において行う職業紹介、職業指導及びこれらに付随する業務

二 事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務に就く職業に就職を希望する四十五歳以上六十歳未満の者その他厚生労働省令で定める者を専ら対象とし、職業の選択及び労働市場の状況に関する理解を深めさせることにより就職活動を行う意欲を増進することを目的とする施設において行う職業指導及びこれに付随する業務

- 2 前項の公共サービス実施民間事業者が、特定業務を実施する施設において職業紹介事業を行う場合において当該職業紹介事業に関し国以外の者から手数料又は報酬を受けないときは、当該職業紹介事業については、職業安定法第三十二条の十一の規定は適用しない。
- 3 前二項に定めるもののほか、公共サービス実施民間事業者による特定業務の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

- 職業安定法（昭和22年法律第141号）
（取扱職業の範囲）

第三十二条の十一 有料職業紹介事業者は、港湾運送業務（港湾労働法第二条第二号に規定する港湾運送の業務又は同条第一号に規定する港湾以外の港湾において行われる当該業務に相当する業務として厚生労働省令で定める業務をいう。）に就く職業、建設業務（土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務をいう。）に就く職業その他有料の職業紹介事業においてその職業のあつせんを行うことが当該職業に就く労働者の保護に支障を及ぼすおそれがあるものとして厚生労働省令で定める職業を求職者に紹介してはならない。

- 2 （略）